

富里市景観条例

(令和 8 年 6 月 19 日 条例第 18 号)

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 景観計画の手續等（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 行為の届出等（第 10 条—第 17 条）

第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等（第 18 条・第 19 条）

第 5 章 良好な景観形成の推進（第 20 条—第 22 条）

第 6 章 良好な景観形成の推進体制（第 23 条—第 28 条）

第 7 章 雑則（第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定に基づく施策の基本事項を定めるとともに、法第 8 条第 1 項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）の推進及び行為の規制等に関し必要な事項を定め、市の良好な景観の形成を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。

（基本理念）

第 3 条 景観形成は、市民の生活と共に築かれてきた、豊かな自然景観、多彩な歴史景観、良好な市街地景観等の市特有の景観を守り、未来へ継承されるよう、市、市民及び事業者の協働により、「豊かな自然・歴史・文化・都市^{まち}が調和する富里らしい景観づくり」を推進することを基本理念として行わなければならない。

（市の役割）

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを計画的に実施するとともに、市民及び事業者と協力し、良好な景観形成の推進を図るよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、相互に協力して地域の良好な美観の維持及び向上を図るとともに、市及び事業者と協力し、良好な景観形成の推進を図るよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、土地利用等の事業活動が景観に及ぼす影響に配慮し、周辺の景観に調和した良好な景観形成に努めるとともに、市及び市民と協力し、良好な景観形成の推進を図るよう努めなければならない。

第2章 景観計画の手続等

(景観計画の変更)

第7条 市長は、景観計画を変更しようとするときは、第23条に規定する富里市景観審議会（同条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

(景観計画への適合)

第8条 建築物の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。）、工作物の建設等（同項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。）その他良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為をする者は、当該行為を景観計画に適合させるよう努めなければならない。

(景観形成重点地区)

第9条 市長は、景観計画の区域内において、地域の特性をいかした景観形成を重点的に推進する必要がある地区を景観形成重点地区として景観計画に定めることができる。

2 市長は、景観形成重点地区を景観計画に定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

第3章 行為の届出等

(届出を要する行為)

第10条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積
- (2) 木竹の植栽又は伐採

2 前項各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に規則で定める図書を添えて行うものとする。

(届出を要しない行為)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、同条第1項各号に掲げる行為のうち、規則に定める規模以外のものとする。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の規定による届出を要する行為とする。

(事前協議)

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、事前に市長と協議しなければならない。

(助言又は指導)

第14条 市長は、前条に規定する事前協議又は法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該協議又は当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該協議又は当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行うため、審議会及び富里市景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）の意見を聴くことができる。

(勧告又は命令)

第15条 市長は、次に掲げる勧告又は命令を行うことができる。

(1) 法第16条第3項の規定による勧告

(2) 法第17条第1項又は第5項の規定による命令

2 市長は、前項に規定する勧告又は命令を行う場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、その者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）、当該対象となる行為その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

(1) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をするに当たり虚偽の届出をした者

(2) 法第16条第3項の規定による勧告に従わない者

(3) 法第17条第1項又は第5項の規定による命令に従わない者

- 2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、富里市行政手続条例（平成7年条例第25号）に基づく弁明の機会の付与の例により、弁明の機会を付与するとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

（行為の完了等の報告）

第17条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等

（景観重要建造物等の指定）

第18条 市長は、法第19条第1項又は法第28条第1項の規定により、景観重要建造物又は景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、所有者の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、所有者に通知し、その旨を告示しなければならない。

- 3 前2項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

- 4 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、規則で定めるところにより、名称、所在地その他の事項を表示する標識を設置するものとする。

（景観重要建造物等の管理方法）

第19条 法第25条第2項の規定による景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保全のため市長が必要と認める措置を講ずること。

- 2 法第33条第2項の規定による景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) せん定、病虫害の防除その他の景観重要樹木の保全に必要な措置を講ずること。
- (2) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、景観重要樹木を定期的に点検すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の保全のため市長が必要と認

める措置を講ずること。

第5章 良好な景観形成の推進

(景観まちづくり市民団体の認定等)

第20条 市長は、良好な景観の形成を目的に自主的な活動を行う市民団体であつて、規則に定める要件に該当するものを景観まちづくり市民団体（以下「市民団体」という。）として認定をすることができる。

2 前項の認定を受けようとする市民団体は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市民団体は、前項の規定による申請の内容を変更したとき、又は解散したときは、規則の定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、市民団体が第1項の規則で定める要件に該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(計画提案を行うことのできる団体)

第21条 法第11条第2項の条例で定める団体は、前条第1項の認定を受けた市民団体とする。

(表彰)

第22条 市長は、市の良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物又は工作物の所有者、設計者等を表彰することができる。

2 前項に規定するもののほか、市長は、市の良好な景観の形成に寄与している個人又は団体を表彰することができる。

3 市長は、前2項の規定による表彰をしようとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

第6章 良好な景観形成の推進体制

(審議会の設置)

第23条 市長は、良好な景観形成に関する重要な事項について調査及び審議をするため、富里市景観審議会を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) この条例の規定により、意見を聴くこととされた事項

(2) その他良好な景観形成の推進に関し必要な事項

3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体の代表者

(3) その他市長が必要と認める者

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 副会長は、委員のうちから会長の指名によってこれを定める。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第25条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(審議会の運営)

第27条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(景観アドバイザーの設置)

第28条 市長は、良好な景観の形成の推進を図るため、専門的な助言を行う景観アドバイザーを置く。

- 2 景観アドバイザーの人数は、2人以内とする。
- 3 景観アドバイザーは、良好な景観の形成に関し、専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 景観アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和9年2月1日までの間に着手する行為で、法第16条第1項の規定による届出をしなければならないものについては、第11条の規定にかかわらず、法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3専門委員の項の次に次のように加える。

景観アドバイザー	日額	7,500円
----------	----	--------